

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 農業振興課
委託業務番号	令和5年度 農振委第2号
委託業務名称	長浜市6次産業化実証事業業務委託
委託業務場所	小谷城スマートIC栽培実験農場(長浜市小谷丁野町)
業務の概要	<p>スイカ栽培を地域に普及させ、スイカ産地の復興・振興の足掛かりとし、農業者の所得向上と農業生産物の魅力向上を図ることを目的とし、下記の業務を行う。</p> <p>①スイカ栽培技術の実証および展示 ②スイカ栽培における獣害対策技術の実証および展示 ③スイカ新規栽培希望者への栽培研修指導等 ④スイカの販売促進および市場流通調査の実施 ⑤スイカ産地戦略の作成への協力</p>
履行期間	令和5年4月1日から令和6年1月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	796,400円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市小谷丁野町838番地</p> <p>[商号又は名称] 有限会社 湖国農産</p>
契約相手方の選定理由	<p>委託する業務実施場所は、農業経営基盤強化促進法により有限会社湖国農産が耕作権の権利設定をされており、他の農業者は耕作できないため。また、実施場所周辺農地を経営しており、農産物の栽培に精通されているため。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>